

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条～第9条 省 略

(大阪市公会堂条例施行規則の一部改正)

第10条 大阪市公会堂条例施行規則（平成18年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(指定申請の方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における<u>次に掲げる書類</u>（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における<u>アに掲げる書類又は財産目録</u>（法人以外の団体にあつては、<u>これらに相当する書類</u>）とする。</p> <p><u>ア 貸借対照表</u></p> <p><u>イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書</u></p> <p>〔(4)～(9) 略〕</p>	<p>(指定申請の方法)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における<u>財産目録及び貸借対照表</u>（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における<u>財産目録</u>（法人以外の団体にあつては、<u>これに相当する書類</u>）とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>〔(4)～(9) 同左〕</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第11条～第37条 省 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。